平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算に基づく資金不足比率について

かずさ水道広域連合企業団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30 年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算に基づく資金不足比率について、監査 委員の審査意見書を付けて議会定例会へ報告しましたので、その内容について次のと おり公表します。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
君津広域水道企業団	- %	2 0 %
水道用水供給事業会計	(資金不足比率なし)	

表中資金不足比率の欄の「一」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

注)資金不足比率とは、資金の不足額が事業の規模に対して、どのくらいの割合になるかを示す比率で、地方公営企業の経営状況を表す指標です。資金不足比率が経営 健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

(参考)

資金不足比率の算定式

資金不足比率(法適用企業) =資金の不足額事業の規模